

札幌市公文書館講演会

「島義勇、判官解職の理由」

講 演 録

日 時：平成30年10月27日（土）午後2時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

◎開 会

○司会（菱田） それでは、時間になりましたので、平成30年度第3回目の講演会を始めたいと思います。

テーマはく

「**島義勇、判官解職の理由**」です。

講師は、当館の職員の榎本洋介先生です。

それでは、お願いします。

◎講 演

○榎本 皆さん、こんにちは。

私は、三、四年前から、幕末も含めて明治の初めから話を始めて、五回でつい最近のことまで話をしました。札幌の通史を語ったことになりました。

北海道150年に近くなり、特に札幌は島義勇の街づくり150年を考えてもいいかと思って、去年の11月の講演からは島判官のことを話しています。

1、市史類の島判官解職についての記述

きょうは、これまでに話したことも含めて、島義勇が明治3年4月に、開拓使を解雇されて違う職につくという、その理由をもう一回ちゃんと調べて、皆さんに話をしてみようということで、きょうの講演ということになりました。

どうでしょう、歴史好きな方、前のほうにはい

当日のレジュメ

島判官の解職の理由

2018年10月27日

札幌市公文書館榎本洋介

1、市史類の島判官解職について記述

| | |
|--------------|---|
| 『札幌区史』 | ① |
| 『札幌市史 政治行政編』 | ② |
| 『札幌百年のあゆみ』 | ③ |
| 『札幌百年の人びと』 | ④ |
| 『新札幌市史』 | ⑤ |

2、『東久世通禧 日録』の記述

| | |
|----------------|---|
| 『東久世通禧 日録』の記述 | ⑥ |
| 『東久世通禧日記』（霞会館） | |
| 河野常吉のノート | ⑦ |

3、海官所・場所請負制・資金調達の見解

| | |
|--------------------------------|----|
| 明治2年8月開拓施政要項 | ⑧ |
| 東久世長官と岩村判官の意見 | ⑨ |
| 江差・松前海関（官）所の設置 収納金の松前藩配付 | ⑩⑪ |
| 明治3年松前藩の収入予算 総額12万両余 内海官税7万7千両 | |
| 場所請負制の廃止 | ⑫ |
| 本府建設の経費 | ⑬ |
| 資金調達 西村たちの大阪派遣は島判官の独断？ | |

4、島判官の解職

| | |
|------------|---|
| 松前藩住民の一揆 | ⑭ |
| 島義勇の大学少監就任 | ⑮ |

つも来ている人たちの顔が見えるのですが、島義勇は何で鹹首になったか、開拓使をやめさせられたか、知っていますか。

○フロア 私は、ゆがんだ見方をしていますが、東久世と岩村に追い出されたというふうに。

○榎本 追い出されたと。他には。

○フロア 金を使い過ぎた。

○榎本 何のためにですか。

○フロア 本府をつくるために。

○榎本 本府の建設ですね。

そんな話が伝わっています。

今回はそれを蒸し返してみようかという話です。

今、お二人に、島判官がやめた理由、やめさせられた理由を言っていただきました。大体そんな話があるのですが、人間の記憶とか知識というのはこんなにいいかげんだったのかということを私は実感しました。

というのは、私が札幌市史の編纂に参加して40年近くたつのですが、先輩の編集員たちといろいろ話をした時に、島義勇というのは何でやめさせられたのだという話に関しては、先ほど言われましたが、本府建設を長官の指令に従わないで勝手につくり始めて、お金を湯水のごとく使って、長官が怒って東京へ行って、島判官を何とかするか、金をたくさんよこすか、どっちかにしろということになって、結局、島義勇がやめたというように頭の中のにこっています。

では、それは誰が言っていたのか、または何に書いてあったのか、ということを確認してみたのです。そうしたら、そう言うことを言っている人も本もないのです。それに近い表現はあるのですが。

私も研究書を30年ほど前に関係する本を読んでいるのですが、人の記憶はだんだん変わっていったようで、先ほどのように思い込んでいました。

(1) 『札幌区史』

一番最初の資料が『札幌区史』です。札幌と言うまちが実際の自治体になって以降、初めて編まれた歴史書です。それ以前に、民間の歴史研究会がつくった『札幌沿革史』と言う明治30年に出た本があります。それに対して、『札幌区史』というのは、札幌区役所が伊東正三という人に依頼して、明治44年に刊行したものです。

明治44年は、大正天皇がまだ皇太子の時代、東宮と言われていた時代に、札幌、北海道を巡視していたというか、旅行に来た時に、北海道の状況を報告します。

札幌周辺の村々も、その村の沿革史をつくっていますが、札幌区の場合は、札幌区史という本を刊行して、献上しました。

その記念の本が『札幌区史』で、自治体の札幌が初めてつくった歴史書です。

その中に、島判官がやめた時の話も書いてありまして、それが資料①の記述です。

「元来判官は頗る剛邁にして諸事を先決し、独力本道の開拓を負担するの」、気概を持って「東久世長官任命後と雖も、亦斯の如くにして、部下の吏員等は、事を東久世長官に謀るよりも、寧ろ判官の決定の快速なるを便とし、多く判官と談じて事を定めし

程なれば、判官其分任を受けたる札幌経営に関し、特に予め太政官の稟裁を経、大事は長官に謀るべきも、小事は之を専行すべき指令を得て赴任し来り」とあります。単純にいうと、島のほうが開拓使の中の決断力があって迅速だったので、みんな長官に諮る前に島に聞いて決めていたという話です。

確かに、島義勇は、北海道の開拓にかかわり始めたのが明治2年5月くらいです。そのころから蝦夷地にかかわって、その後開拓関係の役職にもつきます。それが蝦夷開拓御用掛です。

東久世は外国官の副知事や参与をしていました。今でいうと、外務省の次官や内閣の一員に当たります。それで、春に行政官内の選挙で参与になりましたが、7月8日に職員令の制定の時には無職になってしまいました。『東久世通禧日記』を見ると、職掌改革をしたら、私は任命されなかったと、それだけ書いてあって、口惜しいというような感覚が見られるような様子が日記に描かれています。

臧首になって無職だったのが、8月末くらいになって、いきなり開拓使の長官に名前が挙がって、8月25日に任命されます。実際に東久世長官が辞令をもらうのは26日ですが、8月25日に職につきます。

開拓使が明治2年7月8日に設置されます。島が蝦夷開拓御用掛になったのが5月で、7月になると開拓使ができて、7月13日に鍋島直正が長官になり、20日前後にその部下である判官たちが決まっていきます。7月22日に島義勇が判官になり、23日清水谷が次官になって、その後岩村たちが判官になるという人事が決まります。島の場合は、それ以前からのつながりの中で開拓使の役人になっていったという流れがわかるのですが、東久世はその時点でもまだ入ってきません。

それ以降、8月の末くらいまで、島は開拓使の職員として直接北海道開拓にかかわりません。当然に部下たちは、判官の意向を聞きながら動くということになり、島が中心となって物事を決めていくということになります。

8月25日に職についた長官から見ると、島に権力を篡奪されている状況だったわけで

久世長官の感情を害したり。元來判官は頗る剛邁にして諸事を専決し、獨力本道の開拓を負擔するの概あり。東久世長官任命後と雖も、亦斯の如くにして、部下の吏員等は、事を東久世長官に謀るよりも、寧ろ判官の決定の快速なるを便とし、多く判官と談じて事を定めし程なれば判官其分任を受けたる札幌經營に關し、特に豫め太政官の稟裁を経、大事は長官に謀るべきも、小事は之を専行すべき指令を得て赴任し来り、四圍の事情既に述ふるが如きなれば、其専行蓋し止むを得ざるものありたるべきも、東久世長官は大に憤ふり、遂に之を上所に申請せんが爲め、三年一月十二日英船バ、ス號に搭じ、函館を出立して上京の途に上れり。長官當時自ら其日記に書して曰く、『此度上京趣意、島判官在、西地、專獨逞意見、不應函館本府下知、獨斷本府建築、金穀共空乏、仍而資本金穀増額相成歟、島判官別段御處置有之歟、伺定爲上京也』と以て東久世長官の決意を想ふべし。而して東久世長官は、其月十九日參内を遂げ、遂に島判官を東京に御用召を爲すに決したり。茲に於て島判官は爲めに其經營を中止し、空しく雄圖を懐いて二月十一日札幌を出立して東京に出で、亞で大學少監に轉じ、爾後又北海道の政務に關せず。

す。

東久世の逸話から見ると、決して決断力や行動力がない人ではなく、明治維新直後くらい、幕末の開港以降、外国人たちが日本に入ってきて、開港場などでいろいろ活動しますが、生麦事件を代表として日本人との摩擦が強くなります。その頃は攘夷思想がすごく盛んな時代だったので、外国人を殺傷する事件が起こります。

東久世は、外交官として対処しています。幕府の時代は、そういう事件があると、弱腰だったと言われていますが、賠償金を払って何とか解決するということが多かったようです。しかし、東久世や大隈重信などは外国官としてそういう事件が起っても、弱腰とならずに対処して、賠償金支払うだけではない対処をした人です。それで中央政府で評価されています。

そのほかで言いますと、幕末に七卿落ちというのがあるのです。開国が決まって以降、幕府が追い詰められていきますが、実は朝廷も追い詰められていくことになって、長州などと一緒になって幕府を倒して攘夷をしようという派閥があり、その中の一人が東久世です。京都で長州藩が起こした蛤御門の変で京都から追放された7人の公家の一人です。

ですから、新政府の外交官になって、事件をうまくまとめたけれども、その時に外国側の言いなりにならずに対処したというところにも性格が出ていると思います。また七卿落ちの一人ということは、早くから倒幕を指導し、政権交代後も新政府を主導する立場の一人でした。

私は、東久世はやっと8月25日に職に就いたので、それまで3カ月間主導していた島との関係は、開拓使内の力関係というよりは、それまでの経緯も知っていて仕事の内容をも熟知していると思われる島の方が話しやすかったという程度だったのではないだろうかと思います。

この区史を書いた伊東正三は、島を解任させる前に独断専行に関する文章をしれていますから、東久世と島との間に軋轢があったことをにおわせています。私は、開拓使のことを30年以上調べていますが、具体的に島義勇と東久世が対立関係にあったことをはっきり示す資料はありません。

区史ではさらに島のそのような独断的な行動に対して「東久世長官は大いに憤ふり」と、自分が無視されているということで腹を立て、「三年一月十二日バ、ス號に搭じ、函館を出立して上京の途に上れり」としています。その理由を長官の日記にある言葉を利用しています。

その日記から引用した部分を見ていただきたいのは、日記の本文にレ点や一、二点がついています。漢文の返り点がつき、それに加えて句読点もついています。このように、返り点や句読点が入っているということを覚えていてください。

日記に書いてあることをもって、「東久世長官の決意を想ふべし」として、長官の決意の程を著しています。日記に書いてあることを理由に、島を馘首にしようとしたということではなく、このような決意をもったという解釈にしています。

日記の言葉とおりに解釈すると、札幌本府を勝手につくって、金を使いすぎたことで解職させるか、金を増額するかのようにとれますが、実際には金を使いすぎたことに腹

を立てたということはないです。区史は日記を載せていますが、日記の言葉は決意であり、そのことで島を止めさせたとは直接書いていません。多少ごまかして書いてあると解釈できます。

(2) 『札幌市史』

資料②は、『札幌市史』と言います。区史は明治44年に発刊されましたが、その次に札幌市がつくった歴史書、昭和28年に刊行したこの『札幌市史』(政治行政篇)です。『札幌市史』は、政治行政編と産業経済編と社会文化編の分野別通史3冊と概説年表編1冊で、4冊になります。昭和20年代から30年代にかけて編纂されました。

それには、余り理由が書いていないのです。「転勤の原因は、中央政府の不明によつて生じた札幌地方に対する開拓使・兵部省の二重支配命令が、薩長閥たる兵部省と佐賀藩士たる島判官の感情上の確執に油を注ぎ、それがアイヌ対策の暗闘となり、開拓使に対する一切の物資の不買命令・供給停止となつて現れたのみでなく、島判官の札幌経営は専断独裁乱費であると憤激した東久世」が上京して、金をくれるか、島を処置するか、いずれかに決めろと、政府に迫ったとあります。これも、本府決定だけではなくて、兵部省との対立が原因というように解釈しています。

日記の一部で、金をくれるか、島をどうにかするかということを書いてあるだけです。本府を勝手につくって云々の話は余り強調されないように解釈できます。「札幌経営は専断独裁乱費である」とあり、札幌経営という言葉は建設ととれば、建設が理由となりますが、経営という言葉はちょっと違うイメージにはなっています。でも、最初に言ったような、はっきりと札幌本府を独断で建設して金を使い過ぎたという解釈していません。

(3) 『札幌百年のあゆみ』

資料③は、『札幌百年のあゆみ』という昭和45年に出たものです。これは、明治100年とか札幌創建100年を記念してつくった歴史書です。ちなみに、先ほどの札幌市史は80年を記念してつくったものです。

引用した部分では、6万両持っていったが、「湯水のごとく使って、早くも底をついた。三年一月八日、石狩郡は開拓使に引き渡された。小樽に待機していた会津降伏人は余市郡にはいることになり」云々と書いています。これは、前段に兵部省との対立の話が書いてあって、その辺が理由の一つという形で述べられています。

しかもこの難事業を阻止妨害する幾多の事件が起り、創業なお日の浅い翌年二月、島判官は他に転勤を命ぜられて、札幌建府の大事業は早くもここに一とんざをきたすに至つたのである。

島判官転勤の原因は、中央政府の不明によつて生じた札幌地方に対する開拓使・兵部省の二重支配命令が、薩長閥たる兵部省と佐賀藩士たる島判官の感情上の確執に油を注ぎ、それがアイヌ対策の暗闘となり、開拓使に対する一切の物資の不買命令・供給停止となつて現れたのみでなく、島判官の札幌経営は専断独裁乱費であると憤激した東久世長官が、明治三年一月上京して「資本金額を増加するか、島を処置するか、いずれかに決断せられたい」と強硬に政府に迫つた結果であつて、札幌本府建設の第一歩にはしなく暗影が投ぜられたのである。

長官が箱館赴任のとき、現金八万両を携えてきたが、島はそのうち六万両をもって札幌入りした。しかしその大金も湯水のごとく使い、はやくも底をついた。明治三年一月八日(太陽暦二月八日)石狩郡は開拓使に引き渡された。小樽に待機していた会津降伏人は余市郡にはいることになり、大友亀太郎の集めた木材は放置された。島は、長官に対して事情を述べて、資金の追加を要求した。しかし長官は了解しなかった。たとえ東京を出発するとき、政府は島に対して小事は独断でやってもよいとはいったとしても、長官はこのように早く財政が窮乏したことについて、こころよく思わなかった。長官は政府に対して、島をやめさすか、予算を追加するかどちらにしてほしいと強硬に申し入れた。

「島義勇、至急上京せよ」との政府命令が札幌に届いた。島はそれが何を意味するかが、すぐにわかった。二月一日(太陽暦三月二七日)、島は札幌をたって帰京の途についた。札幌入りしてわずか六〇余日にすぎなかった。

かくのごとき突貫作業には、ばく大な費用がともなうことはあきらかである。義勇はあとで「千金を散じ尽し」て惜しまぬといったように、準備金は、翌明治三年一月にいたってはやくもつかい果たしてしまった。

義勇は事情を述べて、経費の追加を、東久世長官に願った。しかし、大事は長官にはかり小事は一存でやれといわれていたとはいえ、東久世長官としては、本府経営の大計画とその困難を察するよりも、義勇の余りの大胆な経理をこころよしとしなかった。また追加する予算もなかったのである。

長官は政府に対して、義勇をやめさすか、さもなければ経費を追加するか、どれかにきめてほしいと申し立てた。明治三年二月一日、義勇は政府の呼び出しによって札幌を出発して、上京の途についた。それは新暦の三月

「島は、長官に対して事情を述べて、資金の追加を要求した。しかし、長官は了解しなかった。たとえ東京を出発する時、政府は島に対して小事は独断でやってもよいといったとしても、長官はこのように早く財政が窮乏したことについて、こころよく思わなかった」と解釈しています。これも、島が長官に対して資金の追加を要求したという書類は、今のところ見つかりません。むしろ、逆に東久世から、今の状況だと来年の夏まではお金が足りないだろうから、お金を調達してくるからという申し入れを島にしている書簡はあります。全く逆の意味合いの書簡です。それは、後でお見せします。

先ほどのイメージに一番近い表現は「資金を湯水の如く使った」という部分です。ただ、何にという部分がないのです。

(4) 『札幌百年の人びと』

資料④は、あゆみと同じく創建百年を記念して昭和43年に刊行された時に『札幌百年

の人びと』という歴史書です。こちらは「人びと」ですので、島義勇とか岩村通俊とか、個人に焦点を当てて、それぞれ札幌に関係した人の簡単な伝記を書いています。

それには、突貫作業なので莫大な費用がともなうのはあきらか、と最初にあります。義勇はあとで『千金を散じ尽くし』て惜しまぬといったように」と言ったことになっています。さらに「準備金は、翌明治三年一月にいたってはやくもつかい果たしてしまいました」ということです。先ほどの話ですと、6万両もらってきたという話がありましたから、それは使ってしまったというわけです。「義勇は事情を述べて、経費の追加を、東久世長官に願った。しかし、大事は長官にはかり小事は一存でやれと言われていたとはいえ、東久世長官としては、本府経営の大計画とその困難を察するよりも、義勇の余りの

大胆な經理をこころよしとしなかった。また追加する予算もなかった」と言うので、やめさせるといような解釈をしています。

この場合は、本府建設で金を使い過ぎたという部分ははっきり書いていませんが、本府建設とはしていませんが、莫大な費用を伴うので千金を投じ尽くしたとはそういう意味にもとれる部分です。

(5) 『新札幌市史』

資料⑤は、私たちが編纂した『新札幌市史』の部分です。

この部分は、私が書いたわけではなく、大先輩の編集員が書きました。その方は、『新北海道史』のほぼ同じ部分、開拓使時代の政治過程を書いた人でもありました。ですから、かなり詳しく開拓使の状況を知っている人でした。

それには、島は、いろいろな事業をやりました。それらについて「専断の行為として特筆されるものは少ないのであるが」と述べて、いろいろなことをやったけれども、余り専断はないと解釈しています。これまでの市史などとはちょっと質が違っています。一番最初の区史の場合は、東久世ではなくて、島にいろいろ相談ごとを持ちかけて決めていったということは、専断と言えは専断という解釈ができなくはないですが、『新札幌市史』の場合は逆で、いろいろなことやったが、専断とは言いがたいと言っています。

「一つ、場所請負人廃止と直捌の問題は、函館本府の方針と齟齬しており、請負人たちとの間で軋轢が生じた」とあります。この辺も後で詳しく説明しますが、東久世長官のいる函館は、松前、江差にいた場所請負人たちの談判を受けて、場所請負制を廃止するという方針を一旦取りやめて、名前を漁場持ちにして、あとは以前と同じだという指令にかえています。

ところが島は、11月になって場所請負人たちを呼びつけて、廃止を指令しました。これが独断専行の一つに挙げられるかもしれないとあります。しかしその後一貫して、島がいるうちは廃止のままですし、その後も廃止のままということになっています。その独断専行を東久世も岩村も修正しませんでした。

場所請負の廃止のように、島が函館の意に従っていなかったことを示唆しているかもしれないのは、東久世長官の日記にある言葉です。

資料⑤新札幌市史

それでは本府建設に限定せず、「嶋判官在西地」とある、彼の処務である西地経営における専断であろうか。実際の西地において島は、物資の調達や人足・移民の徴募、永住人や出稼人の保護、新川切開、銭箱新道や黒松内山道の普請、岩内石炭山経営、江差海官所の設置、場所請負人の廃止と直捌制の実施、西地産物の集荷等、多岐にわたり着業もしくは準備を進めていた。これらの件々についても、専断の行為として特筆されるものは少ないのであるが、一つ、場所請負人廃止と直捌の問題は、函館本府の方針と齟齬しており、請負人たちとの間で軋轢が生じた。

場所請負制は二年九月二十八日に廃止されたが、これに対し西地請負人をはじめとして各地で反対運動が起こり、開拓使は十月二十九日請負人名目を漁場持と改め、その漁業経営は従来通り認めることとした。ところが十一月末に銭函に来た西地一三郡の請負人たちに島が指令した内容は、場所請負人の廃止と官による直捌の採用であった。これ

2 『東久世通禧日記』の記述

(1) 『東久世通禧日録』

資料⑥が東久世長官の日記原本のコピーです。

先ほどの区史で返り点や句点があるのを覚えていてくださいましたが、この原本には返り点も句読点も全然ついていないのです。こういう文書は、句読点をつける場所で意味が結構変わります。東久世も句読点は一切つけません。当時は、通常句読点や返り点はつけません。公文書でも句読点・返り点はつけません。ですから、これが普通なのです。

また、札幌区史を編んだ人はちょっと読み違えをしていて、原本に「商船バ、マ」と書いてあるのですが、区史の日記からの引用では、「バ、ス」になっていて、読み違いをしています。これは、調べてみると『札幌区史』を書いた伊東正三さんが間違っていたのではなくて、北海道に東久世の日記を紹介した人の読みが間違っていたのです。資料⑦に出しています。

(2) 『東久世通禧日記』

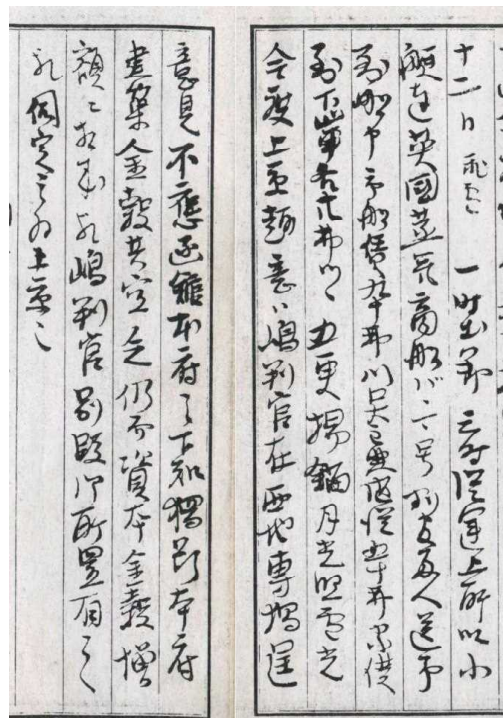
資料⑥の活字の方は、『東久世通禧日録』の翻刻本です。

霞会館という会がありまして、敗戦前に華族だった人たちが集まってつくっている団体で、霞が関ビルの35階にありました。私は、平成元年に、道立文書館の人と旭川市史の人と3人でその35階に行って、岩村和俊さんという岩村通俊の孫と会って、岩村通俊の書簡類を見せてもらったことがあります。今、その書簡類は道立文書館が寄贈を受けて所蔵しています。

その霞会館、会館という名前なのですが、施設の名前でもあるようですが、旧華族たちの団体の名でもあります。その団体が東久世日録を翻刻して、『東久世通禧日記』として刊行しました。見ていただくとわかりますが、これも返り点はありませんが、読点をつけています。

資料⑥東久世通禧日録 本文

霞会館刊行の日記



十二日 霧 一時出勤、三時從運上所以小艇達英國蒸氣商船バ、マ号、判官兩人送予到船中、予船賃九十弗、川口大
主典隨從五十弗、家僕到下輩各廿弗ツ、五更揚錨、月光照雪光、今度上京趣意ハ、嶋判官(讀男)在西地專独逞意見不応
函館本府之下知、独断本府建築金穀共空乏、仍而資本金穀増額ニ相成敷、嶋判官別段御所置有之敷、伺定之為上京
也

島判官にかかわる部分は、「今度上京趣意ハ嶋（義勇）判官在西地専独逞意見不応函館本府之下知」、そこに、読点があつて、「独断本府建築金穀共空乏」、さらに読点があつて「仍面資本金穀増殖ニ相成歟」、読点があつて「嶋判官別段御所置有之歟」、読点があつて「伺定之為上京也」という文書にしています。独断云々以降が、独断して本府建築金穀をむなしく使う、という解釈が出来、本府建築用の金穀を別なことに使っているという解釈となります。このことはあとで本府建築が独断でないことをご説明します。こうやって読点がつくと意味が少しずつ変わってきます。

(3) 河野常吉ノートの『東久世開拓長官日録抄』

先ほど区史に使った部分は、伊東正三が取材してきたものではなくて、河野常吉という方が取材をしているのでその成果を利用したのだらうと思います。河野常吉は、明治の後半から北海道史の研究や編纂などにかかわっていた人で、明治後半に北海道毎日新聞などに北海道の歴史の昔話を採集して新聞記事に載せたりしていましたが、大正期には『北海道史』という北海道庁でつくる歴史書の編纂をやった人です。ただ、道庁と意見が合わなかったとかで、途中で解任されました。

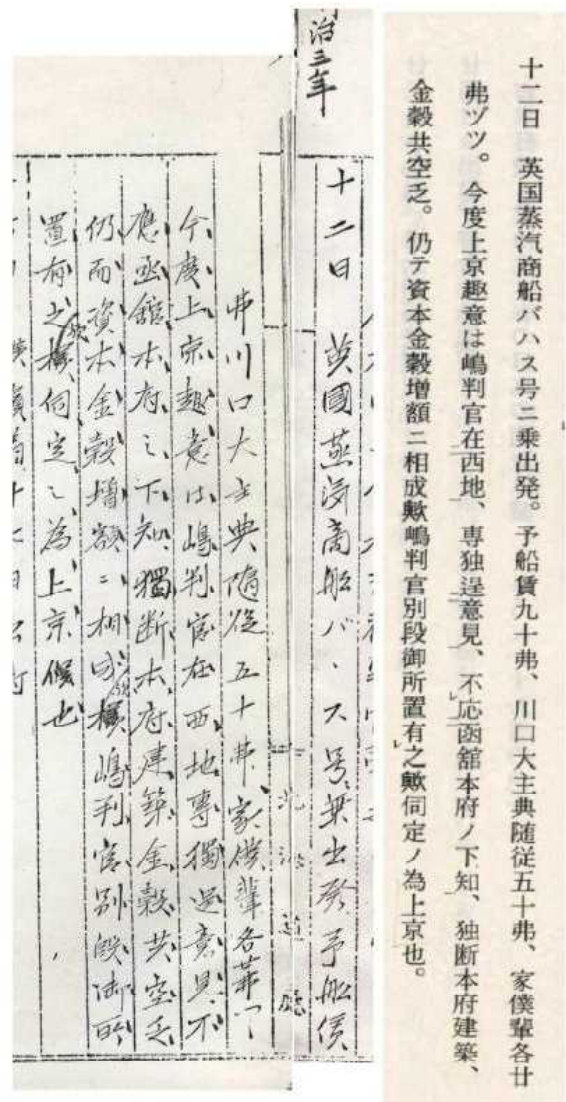
資料⑦東久世日録抄

その河野常吉が、明治42年5月に北海道史編纂のために上京して東久世伯爵から日録を借り、北海道の歴史に重要な関係のあることを抄録してきました（北海道立図書館所蔵『東久世開拓長官日録抄』）。それが資料⑦（左側の部分）です。

その明治3年1月12日の項1行目に、「バス」と書いてあります。

区史が「バス」と間違っているのは、河野さんが写してきた時の誤読によるものです。実は、かなり省略されていて、河野氏が必要と思った部分しか写してきていません。原本通りでないのは、出張の日程の問題もあるので仕方のない場合があります。今だとコピー、デジカメなどで簡単に複写物が手に入りますが、当時は手で書き写す方法なので仕方ありません。1～2行目はほとんど写していません。そのことは手元で見比べていただければ分かると思います。

「今度上京趣意は嶋判官在西地」で云々ということ、言葉は同じことを書いてあります。河野は、それに加えて傍点を入れていません。傍点ですから強調ないしは注意点のことでしょう。原文にはなかった強調を入れてい



ます。さらに強調の点とは別に、もう一つ点がついています。何カ所かに句読点も入れているのです。

この河野写本を活字にしたのが『犀川会資料全』（北海道出版企画センター 昭和57年刊）に『東久世開拓長官日録抄』として翻刻されています。（資料⑦の右側部分）

それを見ると「今度上京趣意は嶋判官在西地」で読点、「専独逞意見」で読点、「不応函館本府ノ下知」で読点、「独断本府建築」で読点、「金穀共空乏」で句点となっています。「独断本府建築」で読点とすると独断して本府を建築したので、「金穀共空乏」となり、金穀をむなしく使っている、という解釈ができます。ここも先ほど同様本府建設が独断でないことをあとでご説明します。それで「仍テ資本金穀増殖ニ相成歟嶋判官別段御所置有之歟伺定ノ為上京也」と、こっちは全然点をつけてないのです。

その他には、今説明したところは解釈のしかたですが、「本府ノ下知」という部分の「ノ」は、日記原本では漢字の「之」を片仮名に直しています。資料を書き写す時に何処まで正確に書き写していくかという問題があります。河野の場合、事前に自分の歴史解釈があって、たまたま東久世の日記の中にそれを示すような言葉・文章があったので、原本から多少離れて解釈を含めた書き写しになっているということだろうと思います。そのため句読点を付した、ということのようです。河野の解釈が間違っているというわけではないですが、正しく意味を考える場合原本通りの写し方が必要になるということです。

先に、新札幌市史編集の先輩などと島がやめた理由をいろいろ話すと、勝手に本府建築を進めて金を使い過ぎたという話をしましたが、その辺の解釈はここから来ているのです。独断で本府を建築していくことを「独断本府建築」となり、さらに「金穀共空乏」と続くので独断で本府をつくったことで費用を使い過ぎてしまったという解釈になります。「空乏」というのはむなしく乏しくしたという解釈になってきます。

それに対して、霞会館の日記は、ちょっと微妙なのですが、建築と金穀が分かれるのか、分かれなないのかで解釈が変わります。「独断で本府建築の金穀とも空乏」という解釈が可能になると私は考えています。意味が違うのがわかりますか。本府建築したことで金がなくなったという解釈と本府建築用の金穀がほかに使われてなくなったという解釈になるのです。

それでどうなったかというのはなかなか難しいのですが、少なくとも、句読点などが入る位置によって読み方が変わる可能性があることについてお分かりいただけただしょうか。

区史の場合は、漢文の文節をあらわす句点が入れてあります。その場合は、どちらの解釈も可能となってきます。厳密に資料を見ていくと、その解釈の仕方で事実には差が出来て意見が分かれることになり、学者同士対立するとか見解が違うということがおこるわけです。残念ながら、札幌市の歴史の場合は、そこまで対立していません。この解釈で云々するほどちゃんと研究している方がいないためです。

とりあえず、大もとの資料では似たような表現をして、直接、札幌本府の建築に金を使い過ぎたのだという意味合いではなく、何となく金は使い過ぎているのだけれども、その金の使い過ぎの意味の主体は何なのかということが今までの研究では曖昧なのです。

それにもかかわらず、一番最初に言ったように、私たちのような研究している人間も、歴史好きの皆さんも、独断で本府建築をして金を使い過ぎたのだという解釈をしている

のです。それが間違いかどうかは別にして、いつの間にかその言葉に引っ張られて、周辺の意味合いが忘れられているということがあるわけです。

3, 海官所・場所請負制・資金調達の見解

そういう中で、島はどうして鹹首になったのか、開拓使の判官をやめて大学少監になったことはちゃんと考えていかななくてはならないのですが、東久世との対立的な部分を念頭に置きながら、幾つか調べていこうと思います。

(1) 開拓施政要項

開拓使が発足して、8月25日に東久世が長官になったと先ほど言いました。その後、数日間で開拓使内部で、下のほうがどこまで入って意見交換したのかはわかりませんが、少なくとも、長次官、判官、権判官くらいは確実に入っていたらと思うのですが、その人たちで、北海道・樺太へ赴任してから、何をしようかを議論し、施策を策定します。

それが、資料⑧の「開拓施政要項」です。北海道、樺太へ行ってすることの項目というような感じで考えていただければいいと思います。

この要項を中央政府に見せます。

資料⑧開拓使施政要項(一部)

中央政府は、太政官だけではなくて、それ以外に外務省や大蔵省にも見せて、それぞれの意見を聞きます。例えば、久春古丹を開港するという案もあるのですが、外務省が、久春古

⑧開拓使の政策案と政府の指示
明治2年8月末開拓施政要項
(前略)
一松前転封之事(6)
但是迄松前港にて運上取建候儀公私に不拘廢候事
第六 転封の儀時宜を見計追て可被仰出尤松前家にて是迄運上取立所の儀出張の上時宜次第廢止可致候事(中略)
一請負人廢止候事(8)
第八 出張の上時宜次第可取捌候事
一箱館寿都手官幌泉等四ヶ所へ沖ノ口運上所取立候事(9)
第九 窺の通
(後略) (『開拓使公文鈔録 二三四年』)

丹のある樺太南部は日口の両方で管理するところだから、日本だけで決められないという回答を付して戻します。そのため開港場としませんでした。

大蔵省からは、開拓使が函館赴任の役人の給料を1割増し、札幌は1割5分増し、宗谷は2割増しにすることにしましたが、函館の場合は江戸時代の遠国奉行と同じなので割り増しなし、札幌で1割増し、宗谷で1割5分にすべきであると回答しました。

開拓使がこの要項を決めたからと言って、それらすべてを政府が了承したわけではないというわけです。

全部は検討する時間がないので、3項について内容を検討してみようと思います。

6項目に「松前転封之事／但是迄松前港にて運上取立候儀公私に不拘廢候事」とあります。この松前の転封のことにに関して、太政官から「転封の儀時宜を見計追て可被仰出」という指示がつかけてきました。転封についてはいいタイミングをはかってということでした。その時になったらもう一回伺出るようにとつかけてきました。さらに但し書きで、「松

前家にて是迄運上取立所の儀出張の上時宜次第廃止可致候事」と言ってきました。「運上取立所」というのは、蝦夷地の函館と松前と江差に沖ノ口役所があって、蝦夷地から本州へ物資を運び出す時に、その三つの港のどれかによって運び出す物資の税金を払うことになっていました。それを沖ノ口役と言い運上のことです。それが松前藩の収入になります。転封のことよりはそちらに関する注意書きがあり、開拓使でも運上のことに関して、廃すべきだという方針にしています。むしろ、9項目にかかわる指示にもなっています。

次の八つ目は、「請負人廃止候事」ということで、場所請負制を廃止するということです。開拓使は場所請負人を廃止する方針を持っていました。政府からは「出張の上時宜次第可取捌候事」という指示でした。意味は、出張してタイミングを見てやりなさいということで、恐らく各場所の状況を把握してからしなさいということでしょう。場合によると松前藩の様子を考慮しながら判断しなさいという意味も含まれていた可能性もあります。

九項目は、「箱館寿都手宮幌泉等四カ所へ沖ノ口運上所取立候事」で、沖ノ口役所を四つの港につくるという方針です。先ほど言ったように江差、松前にも沖ノ口があったのですが、開拓使の方針ではこの2港を入れていません。その当時松前藩がまだあり、松前藩の藩政に関して中央政府が何処まで指示できたかという問題があります。松前藩の自治を尊重すると松前と江差に関しては、松前藩の考えであることなので政府(開拓使)は関与しないから、なくても構わないのです。松前藩も含めた北海道全体に関する権限が開拓使に付与されていると考えると、松前と江差の沖ノ口役所は廃止だという意味になります。

江戸時代には治外法権のように藩が自治権を持つので単純に幕府でも干渉は出来ません。たとえば大きな百姓一揆が起きてその訴えが幕府に届いたとか、災害が広域で起こってということでもない限り、幕府が藩の内政に関して口を出すことはありません。この時は、まだ藩があって独立した形です。丁度、版籍奉還直後の時期で、少しずつ中央集権体制が強くなってきていきますが、藩知事と呼ぶ藩主がいて独立した政治体となっています。廃藩置県になるまで、そのことは変わりません。

そのため、解釈の仕方でのこの四カ所云々ということの意味が変わってきますが、後の経過を見ますと、一応開拓使も松前藩も松前・江差の沖ノ口は廃止されるという理解だったようです。この沖ノ口役所は新たに設置された時には海官(関)所という呼称になります。

ここで、10分ほど休憩いたします。

[休 憩]

○榎本 再開いたします。

先ほど、三つの項目と、それに加えて本府建築の費用に関する4点、どんな感じになるのか見ていこうと思います。

(2) 東久世長官と岩村判官の意見

それぞれいろいろな意見を見ていくことになるのですが、『新撰北海道史』(昭和の初めに編纂))や『新北海道史』(昭和40年代頃)の編纂している時期には、恐らくその編

纂者たちが見ていなかった史料だと思いましたが、『諸官省往復留』（北海道立文書館142）という開拓使の公文書があって、それに11月16日付の東久世長官と岩村判官から札幌（銭函）にいる島義勇判官に送っている書簡が2通あります。

それにいろいろなことが書いてありますが、その中から今日の話しに關係する部分を資料⑨としました。この資料では2通の書簡になっていますが、違う簿冊では1通になっています。本来1通なのかもしれませんし、本来2通にだったものを、日付も同じだし、差出人も同じだしと

資料⑨東久世長官と岩村通俊の考え

⑨海官所・場所請負制・本府建設資金に関する長官の考え

明治2年11月16日付島判官宛東久世長官岩村判官書簡

- 一海官所收納等之義頗不正之筋有之過日来改正申付只今取調中ニ候此義ハ大伴遊叟も承知ニ付御聞取被成候義被存候海官所掛之内旧弊ニ拘泥之輩も有之候旁只今西村新介右掛リニ致大様取調付キ可計候得共收納之義ハ明春より取立可然一同の見込ニ候間当年規則ハ発願いたし明春より取立可申積リニ之有ニ付於四港も当年ハ從來之通相心得可申と被存候
- 一請負人名目ヲ相廢候ニ付而ハ兼而御掛合ニ及候通当分漁場持ト相唱候様申聞頗素より土地人民取扱候義ハ官之支配と相心得申候（『諸官省往復留』道文142）

明治2年11月16日付島判官宛東久世長官岩村判官書簡

（前略）且於其地も曠漠之原野を關キ官舎等御設被成候上ハ察るニ六万兩位ニ而明年七八月まで御持支ハ出来申間敷勞以此度得能權判官及北代忠吉東京江指向候則昨十五日外国船乗組を以出港候得能氏ハ開拓用ニ付此末式拾式万兩相渡候様北代ハ贖金引替等ニ付製札鑄錢之御許容有之様此度申出答ニ御座候右之御運ニ相成不申而ハ実以開拓之見込のミならず官府之御入用必至指問候義と甚以致心配候（『諸官省往復留』道文142）

ということで、1通に写し直しているのかもしれませんが。開拓使時代の公文書は、公文書を整理をして政策や事業ごとに類從的にまとめて簿冊をつくっていることもあります。その時に文書を全部写すのではなく、必要な部分だけ写していることもあります。違う簿冊に写した時に、この2通を1通にして、必要な案件の分だけを書き写したということかもしれません。

11月16日は、本府建設を開始したと言われている14日の直後ですから、東久世や岩村から見ると、まだ建設開始を知らない段階と言ってもいいと思います。札幌でしていることが函館にしらせるには、当時では恐らく10日くらいはかかったようです。

（3）海官所について

資料⑨でこの2通から海官所、場所請負廢止、建設資金に関する部分を見てみましょう。

一つは海官所のことで、先ほど言った沖ノ口役所のことです。先ほどの資料⑨によりますと、海官所を、つくる、つくらないというより、「收納等之義」という課題について意見を述べてきました。

皆さんは北前船をご存じだと思います。北陸方面から北海道、蝦夷地に来て交易をして、蝦夷地の産物を本州へ運搬する船のことです。蝦夷地で物資を積み込んで船を本州へ送る時に関税をかけます。それが松前藩にとって重要な収入になるのですが、その関税のことを沖ノ口役と言います。今の言い方では、ある地方から他の地域へ物を送ることを移入、移出と言います。入ってくるのを移入、出すのを移出です。蝦夷地の場合、それに税金をかけていました。

最初に「海官所収納之義」とありますが、これは施政要項の9項目に沖ノ口運上所を設けることになっていました。そこでの収納のことで、国（開拓使）が運輸船から関税を徴収することを指しています。それが「頗不正之筋有過日来改正申付只今取調中ニ候此義ハ大伴遊叟も承知ニ付御聞取被成候義被存候」とあり、収納に関して不正があることを指摘し、具体的に何かははっきり示していませんが、以前から改正を指示している。それについては大伴遊叟がこのこと知っているから、島判官も彼から聞いているだろう、としています。

大伴遊叟とは、幕末くらいから蝦夷地あたりを歩き回っている薩摩藩の人で、幕末ころは肝付七之丞、肝付兼武と言われていた人で、大久保利通などの日記や書簡などにたまに出てくる人です。大久保の書簡などを見ている限り、いろいろと動き回って情報を集めて大久保等に知らせていると思われる人です。この大伴遊叟は、開拓使の正式な役人ではなく、御用掛で非常勤職員に当たります。でも行動力のある人なので、函館と松前や江差を行ったり来たりして、いろいろな情報を集めていたのだらうと思います。

その大伴が不正のことを知っているのも、聞いていると思いますがとして、その説明に入ります。「海官所掛之内旧弊ニ拘泥之輩も有之候」とは、昔のやり方のままがいいという旧弊にこだわり（拘泥する）、松前藩時代と同じがいいんだらうという海関所掛の役人がいると言っています。それで「旁只今西村新介右掛リニ致大様取調付キ可計候得共」ということで、この取り調べをするのに、西村新介をその係にして大体調査が終わって改正に取掛かるのだが、と言っています。

西村新介というのは、佐賀藩出身の人で後には西村貞陽といます。島が開拓使を去った後、一旦、札幌の街づくりは中断するのですが、それを復活させた人です。3年11月に、費用のやりくりをすると札幌の建設費にはこれだけ使える。だからこれで本府建設をやりましょうという案を出し、認められます。その結果、西村は11月の末に札幌へ来て、地形の様子などをいろいろ視察した上で、春からこの様に札幌建設をしましょうという案を出していきます。それで岩村が春になって函館から札幌に来て、4月から事業を開始します。

もしかすると碁盤の目の町並み計画は、4年5月頃に案ができ上がってくるので、主任官として岩村が決定したという話はよくするのですが、実際の発案は、もしかすると西村が出していたかもしれません。そのような人物です。非常に若かったけれども、出世していく人です。黒田清隆が長官になって以降、この人が次官格です。次官にはならなかったのですが、次官がいなかった中で次官の次の職階につき、開拓使が終わるまでずっと続けて副官役をしていました。

その西村に取り調べをさせて、「収納之義ハ明春より取立可然」と収納は来年の春からつまり3年の春から取り立てるのがいいんだらうというのが、「一同之見込」と言って、それが開拓使の幹部の見込みだと連絡してきているわけです。さらに「当年規則ハ発願いたし明春より取立可申積リ」と当年の規則では明春から取り立てることになっているが、四港においては「当年ハ従来之通相心得可申と被存候」と当年は税金を取らないという話を伝えてきました。

江戸幕府時代には沖ノ口（海官所）の職員と商人や船を操っている船主たちは、恐らく持ちつ持たれつの関係で税を軽くするとか、見落とすとかしていたのだらうと思いま

す。税を軽くするのはおわかりと思いますが、見落とすというのは恐らく袖の下がもらえるなど不正の関係があったことを示唆しているのだろうと推察できます。恐らく新政府になってもそういう慣行が続いていて、「旧弊に拘泥する」というのも、そのままの体制がいいと思っている役人がいるということだろうと思います。江戸幕府の箱館奉行時代の地方役人は、かなりの人数がそのまま開拓使の地方役人に採用されています。そのためそれまでの利益を守るということは十分あり得ることだろうと思います。いつもやっているから普通だったということなのかもしれません、そういったことが不正であり、「旧弊に拘泥する」という部分かと思われます。それが海官所のことです。

この海官所は、時代によっては関税の「関」という字で書かれる時もあります。資料上では、この後も「沖ノ口」と出てきたりすることもあります。役割としては同じです。西村が海官所を整備するために、その取調中であるというくらいの意味合いになるでしょう。

(4) 場所請負人廃止

請負人については、「名目ヲ相廢候ニ付而ハ兼而御掛合ニ及候通当分漁場持ト相唱候様申聞頗素より土地人民取扱義ハ官之支配と相心得申候」と書いています。明治2年9月に場所請負制は廃止するという布告を出しています。

その理由は、商人の身でありながら、海岸線にいる庶民たち、アイヌや漁民たちだと思われていますが、その人たちを自分の家来のように使っているが、商人がそういう人たちを支配するのは、名分上よくないという理由で、場所請負制を廃止するという布告を出しました。

それで、場所請負人たちは、江差、松前から函館に行って、いろいろな交渉をして、請負制は廃止したが、当分、漁場持ちと唱えて、ほかのことは以前どおりという取り決めをして、道内に布達します。そのことを島に報せたのです。ただ先の布告通り、人民の支配に関しては、商人が人を支配するのは当時の社会身分上の名分では誤っていて、「官之支配と相心得申候」とは政府が支配するということを報せています。

その辺の人民支配の悪い面をいろいろ指摘したのが松浦武四郎だったようです。アイヌの人たちの酷使の問題を伝え、箱館奉行に伝えて、何とかしなければと伝えたということになっている話です。松浦の紀行文には、アイヌの人たちが酷使されている様子が描かれていたりします。

場所請負制については、長官たちからの指示では名前を変えて残すということでした。

(5) 本府建設資金

次は、費用の問題です。資料⑨に「於其地も曠漠之原野を闢キ官舎等御設被成候上ハ察るニ六万両位ニ而明年七八月まで御持支ハ出来申間敷」で「旁以此度得能権判官…東京江指向」云々とあり、さらに「得能氏ハ開拓用ニ付此末貳拾貳万両相渡候様」「此度申出筈ニ御座候」と、島が行っている官舎などの建設費関することです。

東久世、岩村たちが函館に赴任して経営を始める時、8万両を持っていったと言われていますが、島判官はそのうち6万両を持っていったということになっています。そのお金では、来年の7、8月までは足りないの、さらに22万両を調達するからというこ

とです。そのために得能権判官を東京へ派遣したと報せています。

この資料を見るだけでも、島の勝手な独断で本府建築をして金を使い過ぎたということが開拓使をやめる理由にはならないのが分かると思います。それは完全に否定されます。むしろ長官らが、足りないから金を用意するからと言っています。

結果的に22万両はもらえませんでした。そのため1月に、先の日記にあった通り長官自ら東京へ行って、10万両獲得します。結果的に12万両減ってしまったということです。この言葉がある以上は、独断で本府建築をして金を使い過ぎたために馘首になったという解釈は、全否定でいいと思います。昔はこの資料を見つけていませんでしたが、『新札幌市史』編輯の時にを見つけました。資金についてはそんな話です。

場所請負制に関しては、名前は変える、海官所は設置して税金を収納すると共に整備しなければということでした。

(6) 海官所の開設に関して

今度は海官所に関する島の考え方です。

次の資料⑩は、恐らく松前藩に対して海官所をつくるという指令と思いますが、残念ながら前欠文書のようにこの文章の前がないのです。一番重要な目的の部分がかけているようですが、同じ簿冊の中でこの書類の次に石山を江差へ派遣する指示が並んであるので、前欠部分は石山を派遣して海関所を開くこととことだろうと推測しています。

「海官所を建てるために」を付け加えて、「官員出張為致候条其段相心得是迄於其藩取扱候書類其外可引渡候」と読むと、非常に意味がわかるのです。江差にあった沖ノ口役所を開拓使が沖ノ口

を海官所として開くので、松前藩が扱っていた書類を引き渡すようにという指示です。それに加えて、「右掛り役員其藩方も御撰挙可相成」とその担当者を松前藩から選挙するように申し入れています。

この辺、先ほど言った微妙な問題があって、松前藩の自治権がどうなっているのかという部分に抵触します。しかし、実際に行うので藩の自治権は制限されていると考えていいのだらうと思います。

資料⑩ 島判官の海関所に関する方針

⑩ 島判官の海官所に関する方針

明治2年11月松前藩宛開拓使指令（島判官）

官員出張為致候条其段相心得是迄於其藩取扱候書類其外可引渡候且又右掛り役員其藩方も御撰挙可相成条是又可相心得事

石山大主典宛江差海関所開設指令（島判官）

函館寿都手宮繩泉等之四ヶ所江沖ノ口御取建相成候在来之沖ノ口は御廢止相成候処今又江差江同様沖ノ口御取建相成候ニ付右掛り被仰付諸般所置御委任相成候条一ト際奮発従来之弊習ヲ攘除改洗し百事公正ヲ旨トシ大事は本府江相伺御政体ニ關係不致程之小事ハ臨機之所置可致尤右沖ノ口之義は是迄松前藩ニ而支配致し居候義ニ付同藩江も別紙之通り相達置候条（中略）

一輸出入之船々税則之義は追而決議改正之上可及沙汰諸事前文四ヶ所々准擬し便宜処置可致事

一官員定則左之通／ 大主典 老人／少主典 老人／權少主典 老人／使掌 式人／給仕 式人／小使 三人／水主 五人

右之通可被相心得候事（『諸留』北大図）

明治2年11月13日松浦判官岩村権判官宛島判官書簡

一今般箱館幌泉手宮寿都四ヶ所へ沖ノ口更ニ被相立候処島牧セタ内以南へ參候船々寿都へ參候テ手致シ候モ大不都合ニ付江差港へ沖ノ口相立右島牧始其外ノ諸港運上取立ノ義右江差ニ於テ取建候義御用弁ニ付早速右場所へ石山大主典老人差出其以下ノ役員ハ松前藩ヨリ撰挙致シ候筈（後略）（『開拓使公文録』道文A4/210）

一方、そこへ派遣されるのが石山大主典という人です。以前の講演で豊平開墾の話をしました。その担当者です。2年10月に豊平開墾を途中で中止し、役所の模様がえ（機構改革）をして江差海官所開設のため派遣された人です。

次の資料は、その石山への島からの指令です。形上は開拓使の指令ということになっていますが、明らかにこれは札幌にいる島から石山大主典に出した指令です。「函館寿都手宮幌泉等之四カ所江沖ノ口御取建相成候在来之沖ノ口は御廃止相成候処今又江差江同様沖ノ口御取建相成候ニ付右掛り被仰付諸般処置御委任相成候条」となっています。以前あった沖ノ口は廃止をして、新たに4つの沖ノ口をつくるということで、制度的な区切りをつけているようです。しかしさらに江差に沖ノ口を新たに設けることになったということで石山にその仕事を委任しています。

その意味は、権限に抵触するという先ほどの話で、松前藩のための沖ノ口から開拓使、中央政府のための沖ノ口（海官所）に切りかえるということになっていきます。その他に沖ノ口税（海官所の関税）規則は、まだ決めてないので後で決めて報せるとあります。さらに役人の数など組織はこんな構造にすると指示しています。

この文書は日付はありませんが、松前藩への指令と同じに、恐らく11月の初めか10月の末くらいに、島が石山大主典に指令を出して、派遣したのだらうと思います。

その次の資料は、島の考え方を東京詰の松浦武四郎と岩村定高権判官に方針を教えます。「今般箱館幌泉手宮寿都四カ所へ沖ノ口更ニ被相立候処」として、今回四つの海官所をつくろうとしているのですが、「島牧セタ内以南へ参候船々寿都へ参候テ手数致シ候モ大不都合ニ付江差港へ沖ノ口相立」というように、島牧や瀬棚より南に来た船がわざわざ寿都まで北上すると手間が掛かりすぎて不都合なので江差に沖ノ口（海関所）を設けるということです。

寿都というのはニセコのちょっと西側のまちですが、島牧はそのさらに西側、瀬棚はそこからまた少し南に下って江差・松前に近づいたところでは、

北前船が南の本州方面から瀬棚や島牧まで来て交易をし、その税金を払うためににさらにまた北の寿都まで行って税金を払うのは手間がかかるということです。上り船としては逆行してわざわざまた遠くまで行かなきゃならないということです。だから島牧以南に来る船のために、江差に海官所を新たに設ける事を申入れてます。島の意見としては、利便性の問題として北前船が少し動きやすいようにしよう。そのほか、運上（海関税）も江差で徴収する方が便利であるとしています。

こういう理由で石山大主典を派遣するよということ、東京詰に知らせているわけです。それらに関する東久世・岩村、つまり函館側の考え方も資料⑩に5通の文書が載せました。この5通は実際には年が入っていませんでしたが、考証して明治3年としてありますが、最後の2通は明治2年である可能性もあります。それで一つの推察として今回は明治3年としてお話しします。

正月のものは、むしろ東久世・岩村の考えというより、「館藩ニテ取計候北海道松前江差沖ノ口改所之義今般為引揚更ニ当使府ニ而海官所取立申候」と沖ノ口（海関所）を松前藩ではなく開拓使が開設することを太政官に届けた書類です。これは島の意見がその

まま太政官に送られてたと推察できます。「沖ノ口改所」となっていますが、沖ノ口役所のことで、沖ノ口改と言ったり、運上取立所という場合や単に改所という場合もあるようですが、あらたに海官（関）所として設置される施設です。

明治3年1月になって、開拓使では海官所を松前、江差にも設置するということが、施政要項では4港だった海官所を6港にするということをして太政官に届け出したということでした。

次に3年2月12日の書簡では、そのころ長官はもう東京に行っています。函館にいる岩村と「外二名」が、「松前江差海官所規則之義ニ付最前島判官ヨリ石山大主典へ相達候事件不都合ニ付猶又」と松前江差海官所の設置について島判官が石山大主典へ出した指令について不都合である、と東京の長官に報告しています。この内容も、実は正確に理解できていません。恐らくこれに続いて言われる税の収納のことと思われる。

さらに、「猶又大伴遊叟ニ御下知候而建替之為出張致候処遊叟於松前猶海官所収税之内壱割館藩へ遣候旨相達而確定シ帰り」とつづきます。江差へは石山を派遣しましたが、松前へは海官所設置するために大伴遊叟を派遣したようです。これが、島が派遣したのか、東久世が函館のほうから派遣したのか、このこともわかっていません。島の側にはそれをにおわすような資料を見つけていませんし、函館側にもそういう資料を、今のところ見つけていません。取り敢えず資料から事実だけを読み取っていきます。

恐らく、大伴が松前へ行って決めたことに問題があるらようです。それは、松前で収税した税金のうち1割は松前藩へ渡す、国の税金として取ったものを松前藩に渡すということについて理由がないと言っています。そのことについて、「更ニ前以長官公御下知ヲ遵奉シ出張致シ候甲斐無」と松前派遣前に長官の指令に従って出張した甲斐がないということは、長官は松前藩に税金の一部を払うということには反対だったか、そういう方針は持っていなかったこと示しています。「壱割可遣条理無」と海官税の1割を渡す理

資料①海官所関係の資料

①海関所開設に関する東久世長官岩村判官達の意見

明治3年正月松前江差海官所取建ノ義届

是迄館藩ニテ取計候北海道松前江差沖ノ口改所之義今般為引揚更ニ当使府ニ而海官所取建申候此段御届申候也 (『開拓使公文録』道文A4/210)

明治3年2月12日東京出張東久世長官宛函館在勤岩村判官外二名書簡

松前江差海官所規則之義ニ付最前島判官ヨリ石山大主典へ相達候事件不都合ニ付猶又大伴遊叟ニ御下知候而建替之為出張致候処遊叟於松前猶海官所収税之内壱割館藩へ遣候旨相達而確定シ帰り更ニ前以長官公御下知ヲ遵奉シ出張致シ候甲斐無之館藩へ御収税之内ヨリ壱割可遣条理無之事ヲ取計不都合至極ニ御座候 (『開拓使公文録』道文A4/210)

明治3年3月24日岩村判官外二名宛東久世長官回答

松前江差海官所規則之義其表建議之趣尤ニ承り候政府へ申出置候様可致候間其表之義可然御取計可有之候 (『開拓使公文録』道文A4/210)

明治3年9月13日弁官宛館藩蛸崎衛守願書

何卒渡島国四郡之内福江両港船税収納高欠没之補御沙汰被成下度天地覆載之以皇恩管轄数万之蒼生之為ニ御仁断之程俯而奉歎願候此段知事ヨリ申越候条如願御憐愍之御沙汰被成下度只管奉号泣懇禱候 (『開拓使公文録』道文A4/210)

明治3年11月2日弁官宛開拓使上申

別紙(見前)館藩ヨリ之願立遂評議候処兼而松前江差海官所収税之内三分ノ一丈ケ同藩へ為補被差遣候義ニ有之殊更今般伊達郡之内支配地被仰出候義ニモ有之候ニ付願立難被及御沙汰旨御達相成方ニ奉存候事 (『開拓使公文録』道文A4/210)

屈がないと言っています。

版籍奉還の時は、各藩の収入は、藩の石高の1割が藩主の家政分としてもらえ、あとは藩運営のために使うことになっています。この沖ノ口（海官所）の税金をどう捉えるかということにかかわってきます。恐らく岩村や東久世は国税だから新政府・開拓使が収納するという意識なのだと思いますが、松前藩は恐らく藩の知行に近い物という認識だったのだらうと思います。

この報告を受けた東久世が3月24日に岩村に返答します。「松前江差海官所規則之義其表建議之趣尤ニ承り候政府へ申出置候様可致候間其表之義可然御取計可有之候」と、島が指令した海官所規則については岩村の言っている通りなので、その旨政府に報告するからうまく取計ってくださいと返事しています。具体的な対処法は何にも書いていませんが、1割渡すのは間違いだということに同意しています。

そうすると、今度は、松前藩のほうの考え方を見てみましょう。「何卒渡島国四郡之内福江両港船税収納高欠没之補御沙汰被成下度天地覆載之以皇恩管轄数万之蒼生之為ニ御仁断之程俯而奉嘆願候」とあります。これでいくと、江差、松前にある沖ノ口を廃止して欠没した分、つまり今まで藩の収入になっていた分がなくなった分を、補うための指令を出してくれという要求です。だから、藩としては、沖ノ口の税金というのは自分たちの当たり前前の収入と考えているということでしょう。それで「皇恩」などという言葉を使って「仁断」（人としてあたりまえの判断）を求めています。ちなみに、ここに「数万之蒼生」と書いてありますが、「蒼生」というのは領民のことです。松前藩の領民にとって、庶民のためということです。

さらに、11月になって、「館藩ヨリ之願立遂評議」（館（松前）藩からの願について評議をし）たので開拓使から弁官に対して「兼而松前江差海官所収税之内三分ノ一丈ケ同藩へ為補被差遣候義ニ有之殊更今般伊達郡之内支配地被仰出候義ニモ有之候ニ付願立難被及御沙汰旨御達相成」、これまで松前藩に海官税の3分の1を補充していたがことさら今般伊達郡の内を支配地にすることにしたので、松前藩の願は指令するには及ばない旨指令した、としています。

中央政府では、伊達郡という宮城県郡の一つ領地として与えるという案が出ていたようです。そういう話もあり、補いはついているので、税金の一部を払うというご沙汰には及ばないとして、開拓使は税金の一部を払わないという考えを示しています。中央政府による対応でいいだろうということ。恐らく、これが東久世たちの考え方ということになるかと思います。

参考のために、松前藩が海官税、沖ノ口税に拘泥する意味合いをお見せします。

資料⑪-2の表が明治3年の予算です。上が歳入で、下が歳出です。歳入の合計12万両です。12万両のうち福山、松前の沖ノ口から出る税金が4万5,000両です。江差の沖ノ口から取れる税金が3万2,000両で、あわせて7万7,000両です。

総額12万両のうちの7万7,000両ですから、3分の2近くが沖ノ口から入っているのです。これがなくなるということは死活問題です。だから、それにかわる領地をしっかりともらわないと、その分の収入がないと困るということになるのです。

ついでですが、予算をよく見ると、歳出合計は24万両です。歳入が12万両しかないのに、24万両の予算を組んでいる格好です。どういうことなのかと思います。これは、松

前藩の『北門史綱』にある数字ですから、公式に近い数字なのです。

海官税（沖ノ口役）は、開拓使にとっては国の税金として収納するという意識で徹底しているかもしれませんが、松前藩から見ると収入の3分の2を占める税額ですから、当然、反対をするし、守ろうとするという動きになって、それが先ほどの補いはどうするということの申出になるのでしょうか。

資料⑪-2松前藩の予算表

| 松前藩の明治3年予算 | |
|------------|------------------------------|
| 当午年御入簡見込調 | |
| 45,000 | 福山沖ノ口収納 |
| 500 | 錫御払代御益 |
| 3,000 | 東根御収納米代金納并同所小物成共 |
| 20,140 | 東根御収納米5300俵程1俵金4両見込但4斗入ノ相場 |
| 32,000 | 江差沖ノ口御収納 |
| 500 | 前同所小物成 |
| 5,500 | 梁川御収納其外小物成 |
| 500 | 福山問屋御冥加 |
| 50 | 同小宿一同御冥加 |
| 14 | 熊石乙部酒造御冥加 |
| 17,300 | 御頂戴金 |
| 124,504 | 合金 |
| 当午年御入用凡見込調 | |
| 60,000 | 御家中一同御手当金 |
| 3,800 | 御役料並諸太議料 |
| 30,000 | 御手元御仕切金始当年中御定用見込 |
| 88,000 | 御米22000俵東根米ニテ御買上代見込1俵二付4両見込み |
| 181,800 | 小計 |
| 22,000 | 江差惣御入用 |
| 800 | 函館御入用 |
| 2,000 | 東根酒田同断 |
| 1,200 | 梁川同断 |
| 22,000 | 東京同断 |
| 20,000 | 惣臨時御入用当 |
| 68,000 | 小計 |
| 249,800 | 合計 |
| 125,296 | 差引不足 |

史談会採集史料『北門史綱』12

（6）場所請負の廃止

島義勇は、11月の末から場所請負制を廃止します。わざわざ小樽へ場所請負人たちを呼びつ

資料⑫場所請負制廃止

⑫島判官の場所請負制廃止

明治2年11月宋也（宗谷）竹田判官宛島従四位書簡

西地石狩府管轄之分請負支配人断然名実共一時ニ相廢御直支配ニ取計申候条為御心得申入候根室樺太江も右之趣御達有之度存候事（『諸留』北大）

けて、廃止の宣言をします。場所請負廃止については話が非常に長くなるので1点だけお話しします。資料⑫にあるように宗谷にいる竹田判官に、石狩府では請負支配人を断然廃止したということを伝えていています。その心得でいてくださいということです。ついでに、根室と樺太へも同じことを伝えてください、と申し入れています。

竹田判官は、島判官と同格の判官ですから、指令にはならないでしょうが、強いサジェスチョンで、あなたたちも廃止しなさいということを意味していると思います。島の固い決意を示しているともとれます。

先ほどの東久世、岩村の書簡にあるように、函館のほうでは、場所請負制の名前を変えて、あとはそのままということだったのと、かなり差があります。

（7）本府建設の経費

次は、本府建設の資金に関する事です。先ほど言ったように、本府建設の資金は足りないと言って、東久世が画策しています。

もう一つ、資金の話です。資料⑬は、島が浅川大主典と先ほど出てきた西村大主典を大阪へ派遣するという資料です。この

資料⑬島判官の資金調達

⑬島判官の資金調達

明治3年正月小野善助・平野屋五兵衛・因幡屋・加納治兵衛・殿村与兵衛宛
開拓使指令

今般浅川大主典西村大主典江御用之筋申合差越候条委細は同人共与承知可有之猶
又御用相弁候心得ニ而精々金調有之度此段深ク頼入候也 《『諸留』北大図》

時同時に西村と浅川を大阪へ派遣する旨大阪府へも通知しています。ここに名前が並んでいる5人は商人です。小野善助は箱館奉行所時代の御用達だった商人で、新政府でも政府関係の仕事をしています。5人とも恐らく大阪の商人たちだろうと思います。島は浅川大主典と西村大主典を派遣して、「金調有之度」（金の調達をしたい）とあります。つまり、全国的な大商人から御用金をせしめようとしているということです。

私の市史の先輩の一人は、これを見て、これが東久世を怒らせた原因ではないかと言っています。なぜかという、東久世は、今、金が足りないだろうから、こっちで調達するからねとやっているのに、勝手に商人にほうへ部下を派遣して、御用金を取ろうとしているということで、腹を立てたのだろうという解釈をしています。そんな解釈もあり得なくはないと思います。一つの考え方ではあると思います。

ただ、どこでひっかかったのか、西村も浅川も大阪には行っていません。少なくとも、そういう兆候はないです。函館か東京かどこかでひっかかって、東久世に諭されて、やめてしまったのかもしれませんが。どちらにしても、2人は、3年の12月、1月は札幌にいるのですが、本州へ行こうとすると函館を通過しますので、函館を通過しようとして、もしかしたら岩村にやめろと言われたのかもしれませんが。その辺はただの想像ですが、島は大阪商人から資金を調達しようとしたということです。

ただ、先ほどの先輩の解釈には難があります。この指令が正月に出ていることです。東久世が東京へ出発するのは1月12日です。これは、札幌で書かれたのが正月ですから、正月の極はじめの1、2、3日くらいに指令書をつくって出して、数日から10日くらいで函館に着き、ほぼ同時にその内容を知った東久世長官が腹を立てて、12日に東京へ出発した、ということ想定しないければなりません。このような東久世の行動には無理があると思っています。話としてはあり得なくはないのですが、多少の難があるかなというところではあります。

場所請負制の廃止の問題、海官所の設置と税金の問題、建設資金の問題など以上のように出てきます。様々な課題に対して長官らと島判官、政府と開拓使など登場する人びとはそれぞれの意見を述べて施策が進んでいきます。

4、島判官の解職

今度は松前藩側から見ていくと、開拓使が函館に着いてから、開拓使がいろいろなことをします。それに関して、蝦夷全島百姓と書いていますが、松前藩の商人たちが主に

なって反対活動をします。その訴えには、場所請負制の反対、海官所のことも反対、それ以外に今回の資料には載せませんでした。箱館奉行所時代に松前や江差の商人は大量に借金していましたが、それをいきなり全額返せと函館の開拓使から指令が出ます。それに対する不満も述べていますが、そのことはきょうの話の筋とは直接関係ないので、今日は取り扱いません。資料⑭はその内の海官所開設と場所請負制廃止の話です。

どんなことが書いてあるかという
と、「箱館松前膽刺三カ所港ニ限り都テ御取扱」といい、諸国から来た船は、必ずこの三港へ寄って商売をすることになっていたと言っています。それを他の四港にしてしまったら、松前、江差の商人たちはどういう商売をしたらいいのか、船が来なくなったらどうしたらいいのかというわけです。船が来なくな

ったら、松前や江差はたちまち窮迫するのは、目の姿で「市在共離散仕候外他事無之」とは、商船が入って来ないと街が潤わない、潤わないとみんななくなってしまうということです。そのため、海官所を函館、松前、江差からなくさないでほしいという嘆願です。

次は、場所請負制です。名分がよくないので御廃止の布告が出た、それで「請負人共ヨリ夫々奉伺上候」と、いろいろ問い合わせたり嘆願などを行い、函館では、「当分ノ内漁場持」として、そのほかは「従前ノ通り」という指令に変更しました。

しかし、島の管轄地の場所請負人に対しては、島のところへ行って、その指示を受けなさいと言われて小樽へ赴いたところ、「運上家始蔵々番屋々漁具」「支配人番人ニ至迄御引上ニ相成」と、各場所の運上家はじめとする施設や使用人たちを開拓使のものにされてしまったと訴えています。つまり、場所請負人の手足から場所での住みか、帳場が全部開拓使のものになってしまったということです。実際にはその代金などを開拓使が支払うことになっていたのですが、この時点ではまだお金が返ってきてないようです。実は、場所請負人というのは、別に帳場にいるだけではなくて、実際には普通の漁民たちが漁業権を持っている場所に並んで、自分たちも漁業権を持っている手漁場を持っているのです。それにもかかわらず、施設や使用人を全部とられてしまったら漁業ができ

資料⑭松前藩領民の請願

⑭松前藩民の一揆

(前略) 然ル処諸廻船蝦夷地往復ノ儀ハ是迄箱館松前膽刺三ヶ所港ニ限り都テ御取扱被遊候御座ニ相成今箱館幌泉寿都手宮四ヶ所へ改テ開港御取建ニ相成誠ニ以一同当惑至極ニ奉存候元来全島ノ儀ハ不毛ノ土地柄故蝦夷地ヨリ諸産物積廻シ前三ヶ所ノ港ニ限り売捌候ニ付内地ヨリ米塩噌ハ勿論諸色共積来リ右交易ヲ以小前末々迄渡世罷在候然ルニ今般往古ヨリノ港一時ニ御座ニ相成候上ハ何ヲ目当ニ船々入著可仕様モ無之忽窮迫仕候儀ハ目前ノ姿ニテ市在共離散仕候外他事無之御開拓之御趣意ニテ御座候得共数百年相開ケ居候郷村廢地ニ相成候儀ハ聖朝御主意ニ相反シ候様ニ奉存候 (中略)

一御開拓長官様御下向被為在段々伝承仕候処東西蝦夷地場所々々ノ儀請負ノ名分ニテハ不宜候ニ付御座ノ趣御布告ニ付請負人共ヨリ夫々奉伺上候処当分ノ内漁場持ト相唱へ其余ノ儀ハ従前ノ通り相心得可申段被仰出一同難有奉存候尚心得向ノ儀ハ小樽島判官様へ罷出御下知可申請旨被仰付御座候ニテ同所へ罷越奉伺候処運上家始蔵々番家々漁具ハ勿論諸品不残尚支配人番人ニ至迄御引上ニ相成歎息ノ儀ト推察仕候都テ請負人共ノ儀ハ蝦夷地漁業一方ノ業体故身体限り前年ヨリ仕込致置候ニ付右様一時ニ被引上候テハ差向潰ニモ及可申候御大行ノ御開拓ニ付運上家御入用ニテ御引上ケハ当然ノ御儀ニモ可被為在候得共漁業其外漁具蔵々番家ニ至召使者迄御引上ニ相成天朝ニテ漁業迄御直ニ被遊候様ニテハ商民共何ヲ以今日ノ世ヲ渡リ可申哉 (中略) 蝦夷全島百姓一同

(太政官『公文録』庚午正二月刑部省伺明治3年1月25日)

なくなると訴えています。

島に小樽で場所請負制廃止の指令を受け、みんな取り上げられるという話を聞いてのち、松前・江差の場所請負人たちは、江差、松前へ12月の半ばになって帰ってきます。その時みんなに「闕所同然の取扱」という言い方をしています。「闕所」というのは財産没収です。ただ、島は彼らに対して漁業資金として700両ずつのお金を配っているので、単純に財産を取り上げているわけではありません。その700両を島判官が支払ったことが抜けています。恐らく自分たちの都合の悪いことは書いていないのでしょう。場所請負人や松前藩の側からは、こんな意識で開拓使がしたことを見ているということです。

この嘆願書は刑部省と言って今でいう法務省に当たる、犯罪関係を取り扱う省です。刑部省長官である嵯峨実愛の家にこの嘆願書を張りつけます。これを「張訴」と言います。その当時の刑部省の長官は嵯峨実愛という人で、正親町三条実愛という場合もありますが、その実愛が朝廷に持って行って、公にしたようです。

この嘆願は形は、いわゆる百姓一揆又はこの時だと新政反対一揆にもなるでしょう。百姓一揆には、強訴、越訴などいくつかのやり方があります。越訴というのは、直接支配する役所を跳び越えて上級の役所へ訴えることです。この嘆願は、越訴のように開拓使に訴えないで、頭越しに国へ訴えたということになります。(お詫び：百姓一揆の説明について、自分が高校時代に日本史で習った知識で説明しましたが、うる覚で説明した部分もあり、この講演録では省かしていただきます。勉強不足で申し訳ありません。)

この訴えがどうなったかということ、実ははっきりわかりません。その断片と思われることがやっと出てきたのが資料⑮の十文字家文書中の一通です(講演当日は誤って⑭としました)。

島判官は、2月に呼び出しを受けて東京へ行きます。2月12日くらいに札幌を出発して函館に到着しますが、真冬で恐らく船がなかなか来なかったので滞留し、3月20日になってやっと函館を出発し、25日に東京の官宅にたどり着きます。

その2日後に政府へ出て、「条卿」は三条実美で、当時は右大臣、「岩卿」は岩倉具視で、この時大納言でした。政府のトップ2人です。彼等に会っていろいろ意見を述べたら、見込書を出しなさいという指図だったと言っています。それでいろいろ申し上げたとはい

資料⑮島判官の大学少監就任について

⑮島判官の大学少監就任

明治3年4月十文字他宛島義勇書簡

(前略) 陳者夷船無之滞函長ク難渡仕候漸ク三月廿日同所ニ而夷船江乗込ミ翌廿一日出船廿四日横浜着半日滞リ廿五日東京旧官宅江帰着廿七日参朝条卿岩卿御逢被下見込書も差上候様御差図有之則續々申上候東久世長官其外ニも面談長官も後悔之由ニ御座候余程云々之有之事ニ而散々之評判ニ御座候拙老ニも彼是ト讒言を蒙り候得共朝廷御信用無之彈正台より清実申上ニ相成居候由ニ而豈図や一等御引挙ケ相成リ大学少監ニ被仰付難有奉存候

(宛名) 十文字君/平山君/小貫君/平岡君/平君/長尾君/川辺君/桑島君/林君/富岡君/阿部君/高橋君/野村君/斉藤君 (『十文字家文書』道文)

東久世長官にも面談しています。非常に後悔していて、「余程云々之有」というのは、どのようなことかはっきり書いてないですが、何かあったらしいということが書いてあ

ります。「散々之評判ニ御座候」と開拓使または東久世が非常に評判が悪くなっているということです。「拙老」というのは島本人のことで、島「ニも彼是ト讒言を蒙」ったと、島に関してもいろいろ悪い評判となっていたと言っています。しかし、朝廷はそれらの悪評を信用していなくて、「弾正台」からも「清実申上ニ相成居」といい、政府と面談する前に弾正台で証言するような取調があったようでそこからの援護射撃もあったようです。弾正台とは、この当時政府の役人たちの不正を取り締まる役所です。開拓使が北海道からの歎願を受けて、島と東久世がそれにかかわっているいろいろなことを言われているらしいというのが、嘆願に関わることらしいと解釈できます。この部分が嘆願の処理に関する資料である可能性があります。

弾正台も調べたようですが、あに凶らんや、なぜか1階級上がって大学少監になったと言っています。この書簡の内容は、島が辞めるという理屈、理由を考える助けとなるようです。今までいろいろと言われてきていますが、例えば金を使い過ぎたことをやめさせる理由にすると処罰になるので1階級上がるのは変なのです。

資料⑮の書簡の内容を信ずると、越訴と解釈できそうな嘆願があったが、それで訴えられている事業は政府・開拓使にとって必要な施策であって、もともとの方針でもあり訴えの中心である場所請負制の廃止や沖ノ口廃止などは、別に方針が間違っていたわけでもありません。松前藩の商人たちが言っているのは、実は政府から見ると筋違いなのです。それでも越訴としての嘆願を受けてしまった開拓使として、その責任を誰がとるかという時に、長官か、次官か、判官か、判官なら誰がとるのかとなった時に、場所請負制の廃止は島が直接かかわりますから、島に名指しが来たという可能性が大きくなります。そのため処分するという意味なる格下げや解任にするわけにはいかず、一等上げたというように解釈すると、大学少監になったことの意味が理解できます。

確かに長官との意見の齟齬はあったでしょうが、今まで言われてきたような日記に書かれたことに当たるようなことから解任されるということはないのです。その理由は、そんなに強くなさそうて、他の解釈をした方が分かりやすいという話をきょうはしたつもりです。

まだまだ途中でお話ししたとおり、事実としてわからない部分があります。例えば嘆願が直接どういうふうな審議されたのかというのはわかっていません。あくまでも島判官の書簡のこの部分をそれに結びつけて考えると、今日のような解釈の可能性があるという話しです。

ちょっと長くなりました。ありがとうございました。

○司会（菱田） 榎本先生、ありがとうございました。

ちょっと時間過ぎているのですけれども、一つか二つくらい質問を受け付けたいと思います。

○フロア いろいろとありがとうございました。余りに難し過ぎて、わからないことがたくさんあって、いっぱい聞きたいのですが、二、三伺いたいと思います。

不思議に思うのは、なぜ島義勇が場所請負制度の廃止について云々するようなことを言っているのか。札幌をつくるために来たのに、島判官は場所請に権限外のことまで言っているのではないかという感じも受けるのです。そこをどうやって結びつけることが

できるのだろうか。

つまり、⑫番の島判官の場所請負制度の廃止で、島が石狩を廃止したんだと、宗谷にもそう言っていると、竹田にもですね。彼が何でそんなことを言わなくてはいけないのかということです。

もう一つは、島判官が商人5人に対して言っているということです。これは開拓使の指令と書いてありますけれども、島判官の言っていることですね。開拓使の司令となると、東久世とか岩村のほうの指令のように受けとめるのですが、なぜ島義勇が資金調達をするのか。資金調達することはわかります。札幌をつくるためにですね。商人5人に対してこのようなことを言って、金を出さしめようとしている、ここら辺のことが、いまいち判然としないということが一つです。

○榎本　そこで一回切りましょう。

まず、5人の商人に指令を出している、西村たちに指令を出しているのは島だというのは、西村たちが正月にいるというのは、札幌にいるからです。12月、1月はですね。その時点で西村に指示を出せるのは島なのです。それでなければ、函館に行ってそういう指示は出しづらいという話になってきますから、島でしかないだろうという解釈です。

また、場所請負制が本府づくりとどんな関係があるかということですね。それは、当然、資金問題です。特に島が来た時は、兵部省と物資の調達争いをしますが、場所請負人たちの蔵の中にある備え米があります。それをほとんど札幌に持ってくるのです。彼らを場所請負人から開拓使の役人に一旦させてからその米を引き上げているのです。そうしているというのは、区史などにもそういう書き方をしています。ですから、米の調達のために廃止して開拓使の役人としたと言っているかと思えます。

○フロア　それならわかるのです。要するに、場所請負人が持っているお米を出さない、そのかわり、あんた方を役人にしますということによって、結果的に場所請負人制度の廃止を彼が言っているということならわかるのですが、はなから場所請負制度の廃止というのは、島さん、あんたはちょっと権限外のことを言っているのではないかと思うのです。

○榎本　いや、権限外ではないです。先ほど一番最初に示した開拓施政要項中の1項にあって、時宜次第で実行していいので、島の時宜次第がその11月末だったと考えてしまうと、それで終わりなのです。勿論、何でその時期なのかなど、いろいろ考えなくてはいけないのですが、とりあえず、今のところは、もともと開拓使が持っていた既定の方針をそのまま実行したというふうに説明がつくと思います。

○フロア　なるほどね。

○フロア　今言ったように、中央で場所請負人は廃止しますよということを決めて来ていますね。その13、14でね。それを東久世と岩村、函館組がなぜ漁場持ちということで、今までと同じように、場所請と同じようにしてしまう、それは方針転換ですね。途中でね。なぜそういうことをしたのか。

○榎本　なぜかというのは、わかりません。

○フロア　島のほうは正しいことを言っているのでしょうか。

○榎本　海官所と同じで、利権問題が払拭し切れなかったということでしょうね。それを払拭したから嘆願になってしまっているのです、島の場合は。だから、函館では、そ

の事情をそれなりにわきまえて、なぜ海官所は頑張っ場所請負制が一步引くのかというのは、なかなか難しいところです。多分、今までの研究史も、それに答えるものは全然ないのではないのでしょうか。

○フロア 方針転換しているということですね。

○榎本 そうです。なぜ漁場持ちにしたかという理由は、新北海道史にも書いていなかったと思います。

○フロア 島義勇と松浦武四郎でこの件に関する手紙のやりとりはあるのですか。

というのは、島が札幌に赴任する前に、松浦がやめたい、やめたいと言っているのを、あんたやめないでくれ、俺が札幌に行くまで、あんたはやめないでくれと言っていますね。来てからの話ですが、来て、場所請負人、あるいは漁場持ちのその絡みで、2人で組んでいるようなやりとりの交信はあるのでしょうか。

○榎本 場所請負人に関しては、多分、ないと思います。本府の決定の話とか海官所の話などは伝えています。場所請負制云々の話は、多分、ないと思います。ただ、島は松浦の方針を踏襲したと思います。資料としての言葉はないですが、島は、松前藩転封も含めて、松浦の意向をそのまま受け入れていると思っています。ただ、今のところ、それを示すものはなかなかないし、松前藩の転封も、場所請負制の廃止も、松浦武四郎が意見として出しましたという資料は辞表以外にないのです。でも、幕末からの松浦の意見であり、松浦が言っただろうとみんな思っているのです。

○フロア 海官所ですけれども、今まであった江差とか松前をやめて、新たに四つつくりますけれども、これは誰が考えたのですか。

○榎本 開拓使の幹部で考えたということしか、今のところは……。

○フロア 開拓使の幹部というのは誰のことですか。

○榎本 先ほど言ったように、長次官と判官、権判官ということですか。

○フロア これは、ある意味では、松前藩、つまり商人、彼らに冷や飯を食わせようとするために、新たに全く無関係な港に海官所をつくったと受けとめることはできないのでしょうか。つまり、松前藩を懲らしめてやろう、あるいは……。

○榎本 それが微妙な話になってしまうのです。藩地の施政に関して、実際に海官所をつくっていますから、口を差しはさんでいるのです。それ以前の方針として、松前藩の藩地の交易に関することを、政府がどれだけの権限を持って言えるかということですか。結果的に絡んでしまっ嘆願につながってしまうのです。当初、そこに行く前に、どこまでの意識があっ、松前、江差の海官所にもものを言えたかどうか、その権限というか、藩の自治制というものをどこまで無視できたかということですね。

○フロア ただ、この時点では、長官、次官はお公家さんで、ナンバー3が武四郎ですね。かなり具体的に地名まで含めていろいろと言えるのは松浦武四郎しかいないのではないかという感じがします。

○榎本 それはないですね。

○フロア それはいたかもしれないけれども、こうしようという権限を。

○榎本 そういうことは全然ないです。むしろ、10年前の蝦夷地情報しか持たない松浦武四郎は蝦夷地通からは外れていると思います。それよりも前年まで箱館奉行をして蝦夷地を巡回していた杉浦誠がいて、やはり開拓使発足直前まで樺太に在勤していた岡本

監輔がいるわけですから。

話が長くなっていますから、とりあえずここで閉めましょう。

○司会（菱田） 榎本さんはまだおりますので、よかったら、質問ある方はしてください。

◎閉 会

○司会（菱田） それでは、平成30年度第3回目の講演会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。 以 上